

社会福祉法人 米沢栄光の里 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- ア しょうがい者支援施設 栄光園 の設置経営
- イ しょうがい者支援施設 松風園 の設置経営
- ウ 特別養護老人ホーム 万世園 の設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ア しょうがい福祉サービス事業の経営（栄光園、松風園、すてっぷ、万世園）
- イ 老人デイサービス事業（万世園）
- ウ 老人短期入所事業（万世園）

2 この法人は、前項の社会福祉事業のほか次の事業を行う。

- ア 公益事業 米沢栄光の里診療所 の設置経営
- イ 収益事業 ふれあいの店 シクラメン の設置経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 米沢栄光の里 という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

3 この法人は、共生社会を実現するため、社会的支援を要する人々の権利擁護、啓蒙活動等を積極的に行う。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を米沢市万世町梓山5494番地1、しょうがい者支援施設 松風園 内に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事3名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断し

た理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して報酬は支給しない。

- 2 評議員会において別に定める「役員等の報酬、費用弁償及び慶弔に関する規程」の範囲内で費用弁償等を支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達すまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事長及び監事に対して、評議員会において別に定めた「役員等の報酬、費用弁償及び慶弔に関する規程」の総額の範囲内で報酬等を支給することができる。ただし、理事に対して、報酬は支給しない。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める「役員等の報酬、費用弁償及び慶弔に関する規程」の範囲内で費用弁償等を支給することができる。

(職 員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会に定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第27条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 3 0 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 基本財産特定預金 7 0 万円
- (2) 土 地 別表 1
- (3) 建 物 別表 2

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 3 8 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 3 9 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 1 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、米沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、米沢市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 2 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 4 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 米沢栄光の里診療所の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) ふれあいの店 シクラメン（売店・喫茶店）の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解 散

(解 散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、米沢市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を米沢市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人米沢栄光の里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

会 長	中 村 律	理 事	伊 藤 泉
副会長	月 岡 実	〃	会 田 長 重
〃	青 木 友 夫	〃	斎 藤 政 雄
〃	渋谷 正	〃	今 井 章 介
理 事	奥 山 智 一	理 事	西 尾 利 男
〃	丹 重 厚	〃	原 嘉 一
〃	渋谷 亨 雄	〃	菅 原 保
〃	村 上 義 雄		
〃	山 村 栄	監 事	金 森 正 平
〃	五十嵐 作太郎	〃	今 野 十市郎
〃	太 田 順 吉	〃	橋 本 久 蔵

昭和44年 9月20日制定

昭和46年10月 1日一部改正

昭和55年12月26日一部改正

昭和58年 9月20日一部改正

昭和62年 6月22日一部改正

平成 3年 2月12日一部改正

平成 5年 3月31日一部改正

平成 7年 4月17日一部改正

平成 9年 4月25日一部改正

平成11年 4月 1日一部改正

平成15年 4月 1日一部改正

平成18年 1月31日一部改正

平成19年 5月 8日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

昭和51年 5月16日一部改正

昭和57年 6月17日一部改正

昭和60年 2月22日一部改正

昭和62年12月14日一部改正

平成 4年 4月 1日一部改正

平成 6年 4月 1日一部改正

平成 8年 4月14日一部改正

平成10年 4月 1日一部改正

平成13年10月18日一部改正

平成16年 4月 1日一部改正

平成18年10月 1日一部改正

平成20年 6月 2日一部改正

平成21年 5月28日一部改正

平成 21 年 12 月 28 日一部改正	平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 22 年 8 月 10 日一部改正	平成 22 年 8 月 26 日一部改正
平成 23 年 4 月 26 日一部改正	平成 23 年 6 月 10 日一部改正
平成 23 年 11 月 1 日一部改正	平成 24 年 2 月 13 日一部改正
平成 24 年 9 月 26 日一部改正	平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 9 月 8 日一部改正	平成 29 年 4 月 1 日全部改正
令和 2 年 1 月 17 日一部改正	令和 2 年 8 月 26 日一部改正
令和 4 年 7 月 29 日一部改正	令和 5 年 1 月 31 日一部改正
令和 5 年 4 月 27 日一部改正	令和 6 年 8 月 16 日一部改正
令和 7 年 5 月 1 日一部改正	令和 7 年 11 月 11 日一部改正

別表 1

拠点区分	所在	地番	地積 (㎡)
栄光園	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 1	8,415.00
	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 4	4,437.00
	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 5	2,976.00
	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 6	2,518.00
	米沢市万世町梓山字下原	5495 番 8	7,041.00
	米沢市万世町梓山字下原	5495 番 28	2,304.00
	米沢市万世町梓山字中沢道合	450 番 2	1,843.00
	計	7 筆	29,534.00
松風園	米沢市万世町梓山字大石山	5494 番 1	8,855.00
	米沢市万世町梓山字大石山	5492 番 2	662.00
	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 2	3,002.71
	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 10	160.89
	米沢市万世町梓山字大石山	5493 番 11	20.67
	米沢市万世町梓山字大石原	5496 番 5	18,327.00
	米沢市万世町梓山字小屋原	5519 番 19	7,553.00
	計	7 筆	38,581.27
万世園	米沢市万世町梓山字大石原	5496 番 12	4,350.01
	米沢市万世町梓山字大石原	5496 番 7	4,054.00
	米沢市万世町梓山字大石原	5496 番 14	16,872.00
	米沢市万世町梓山字大石原	5496 番 16	24.00
	米沢市万世町梓山字小笹籬	41 番	1,666.00
	米沢市万世町牛森字玉ノ木道南三	4172 番 5	7,087.52
	米沢市万世町牛森字玉ノ木道南三	4172 番 8	370.00
	米沢市万世町牛森字玉ノ木道南三	4172 番 12	2,427.58
	米沢市万世町牛森字玉ノ木道南三	4172 番 28	519.01
	米沢市万世町牛森字玉ノ木道南三	4172 番 32	27.46
	計	10 筆	37,397.58
シクラメン	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	174 番 1	340.00
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	175 番 18	10.00
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	175 番 19	18.00
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	175 番 20	5.29
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	175 番 21	5.62
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	182 番 1	69.00
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	182 番 3	2.89
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	182 番 12	5.77
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	182 番 13	5.19
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	182 番 14	3.26
	米沢市万世町梓山字十二堂羽山下	182 番 15	3.85
	計	11 筆	468.87
	合計	35 筆	105,981.72

別表 2

	家屋番号	所在地	種類	構造	床面積 (㎡)
栄光園	5493 番 4	米沢市万世町梓山字大石山 5493 番地 4、5493 番地 1、 5493 番地 5、5493 番地 6	養護院	鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	3, 536. 22
			車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	147. 00
	5493 番 1	米沢市万世町梓山字大石山 5493 番地 1	作業場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	92. 74
	5493 番 1 の 2	米沢市万世町梓山字大石山 5493 番地 1、5493 番地 2	作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	142. 43
			作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	210. 67
			作業場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	132. 49
			作業場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	92. 09
			廊下	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	66. 98
			作業場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	99. 37
			作業場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	132. 49
			作業場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	49. 68
			物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	19. 87
			温室	鉄骨造ガラス板葺平家建	136. 16
	5493 番 2 の 2	米沢市万世町梓山字大石山 5493 番地 2	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	81. 12
すてっぷ	1844 番 59	米沢市東二丁目 1844 番地 59	事務所	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	85. 29
杉の木ハウス	188 番の 1、2、3、 4、5、6	米沢市万世町梓山字十二堂 羽山下 188 番地、187 番地 1、187 番地 2、188 番地乙	居宅、食 堂	木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階 建	298. 18
松風園	5493 番 2	米沢市万世町梓山字大石山 5493 番地 2、5494 番地 1	養護院	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	3, 559. 93
			車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	84. 00
	5494 番 1 の 3	米沢市万世町梓山字大石山 5494 番地 1	体育館	鉄骨造カー鉄板葺平家建	378. 00
	5496 番 5	米沢市万世町梓山字大石原 5496 番地 5	作業場	軽量鉄骨造カー鉄板葺平家建	77. 76
	5496 番 5 の 4	米沢市万世町梓山字大石原 5496 番地 5	作業場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	120. 99
	5496 番 5 の 5	米沢市万世町梓山字大石原 5496 番地 5	作業場	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	70. 88

万世園	4172 番 5	米沢市万世町牛森字玉ノ木 道南三 4172 番地 5、4172 番 地 8、4172 番地 12	特別養護 老人ホーム	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建	5,183.77
米沢栄光の 里診療所	5494 番 1 の 2	米沢市万世町梓山字大石山 5494 番地 1	診療所	鉄筋コンクリート・木造亜鉛メ ッキ鋼板ぶき 2 階建	235.40
シクラメン	174 番 1	米沢市万世町梓山字十二堂 羽山下 174 番地 1、174 番地 5、182 番地 1	店舗	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家 建	89.63
				床面積合計	15,123.14